

専決処分第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年2月21日

八峰町長 堀 内 満 也

令和6年度八峰町一般会計補正予算（第9号）

令和6年度八峰町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,946,654千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		千円 3,312,536	千円 26,800	千円 3,339,336
	1 地方交付税	3,312,536	26,800	3,339,336
歳 入 合 計		6,919,854	26,800	6,946,654

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土木費		千円 577,032	千円 26,800	千円 603,832
	2 道路橋梁費	311,899	26,800	338,699
歳 出 合 計		6,919,854	26,800	6,946,654

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	3,312,536	26,800	3,339,336
歳入合計	6,919,854	26,800	6,946,654

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
8 土木費	577,032	26,800	603,832
歳 出 合 計	6,919,854	26,800	6,946,654

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			26,800
			26,800

2 歳 入

11款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	3, 312, 536	26, 800	3, 339, 336
計	3, 312, 536	26, 800	3, 339, 336

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 地方交付税	26,800	1 普通交付税	26,800

3 歳 出

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 除雪費	千円 129,465	千円 26,800	千円 156,265	千円	千円	千円	千円 26,800
計	311,899	26,800	338,699				26,800

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 26,800	1委託料 除排雪業務委託料	千円 26,800 26,800